



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)
号外 第 36 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康推進課)

公布された条例等のあらまし

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第35号)

1 規則の概要

- (1) 老人保健医療費拠出金の廃止並びに前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び前期高齢者交付金の創設に伴い、普通調整交付金の額について定める規定の整備をすることとした。(第2条関係)
- (2) 退職者医療制度が存続する間において適用する規定の整備をすることとした。(附則第3項関係)
- (3) 平成25年3月31日までの間、病床転換支援金の納付に要した費用の額を普通調整交付金の額に加えることとした。(附則第4項・附則第5項関係)
- (4) 引用する条項の整理
- (5) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第35号

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則 (平成17年島根県規則第119号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ中「までの間における」の次に「高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定による前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要した費用の額 (当該期間において同法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額) 並びに当該期間における健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号。以下「改正法」という。) による改正前の」を加え、「(昭和57年法律第80号)」を削り、「当該期間における」の次に「改正法による改正前の」を、「控除した額」の次に「の合算額」を加え、同条第2項第2号中「第72条の2の2」を「第72条の3」に改める。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第5項までを削る。

附則第6項に見出しとして「(平成20年度及び平成21年度における特例)」を付し、同項中「第72条の2の2」を「第

72条の3」に、「第12項」を「第24条第1項」に改め、同項を附則第2項とする。

附則に次の3項を加える。

(退職被保険者等所属市町村に係る特例)

3 法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村(以下「退職被保険者等所属市町村」という。)について、第2条の規定を適用する場合には、同条第1項第1号イ中「及び後期高齢者支援金の納付に要した費用の額」とあるのは「及び後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)の納付に要した費用の額から、当該期間における国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」と、「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)」とあるのは「法」とする。

(病床転換支援金を納付する市町村に係る特例)

4 平成25年3月31日までの間、市町村(退職被保険者等所属市町村を除く。)について、第2条の規定を適用する場合には、同条第1項第1号イ中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

5 平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第3項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合には、同条第1項第1号イ中「及び後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)」とあるのは、「後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)及び病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)」と、「及び後期高齢者支援金の額」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額」とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。